

## 第22期第10回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月24日（月） 14時00分から
- 2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール
- 3 議事事項  
議案第1号 定置漁業権漁場計画（最終案）について  
  
議案第2号 海面共同・区画漁業権漁場計画に係る公聴会開催日程について  
  
議案第3号 委員の辞任について
- 4 報告事項  
(1) 漁業法第90条第2項の規定に係る資源管理等の状況報告について
  - ・共同漁業権及び区画漁業権
  - ・定置漁業権  
(2) 当面する委員会日程などについて
- 5 その他
- 6 出席者  
委員：今 委員、山田委員、石田委員、蝦名委員、奈良委員、今村委員  
高松委員、祐川委員、石垣委員、前山委員、千葉委員、相内委員  
留萌振興局：神崎水産課長、小寺漁業管理係長、吉中技師  
留萌海区漁業調整委員会：三上事務局長、大川主任
- 7 議事録署名委員：今村委員、高松委員
- 8 会議の顛末  
  
三上局長： これより第22期第10回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。  
  
議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、年度始めの何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎水産課長をはじめ、職員の方にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。さて4月となり、道内でも桜の開

花のたよりが聞かれるようになってきました。今年は3月から暖かい日が続き、各地で記録的な早さとなっているようでございます。一方漁業の方では、ホタテ稚貝の出荷が始まり、成長・生残ともに順調と伺っておりますが、時化が多く、出荷作業は遅れ気味とのことであり、ニシンについても、漁獲は徐々に増えてきているものの、豊漁だった昨年の量には、もう一息というところで、今後の伸びに期待するところであります。さて、本日の議案は後ほど事務局から説明させますが、3月の委員会で、皆様にご審議頂いて知事へ提出した、共同と区画の漁場計画最終案につきまして、来月には知事から計画案の諮問が来る予定であります。今後は管内各地で公聴会を開催し、地元の意見を頂きながら、答申する運びとなりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。結びになりますが、これから暖かくなり、各地でイベントやレジャーが始まります。管内でも人の増加が見込まれますことから、交通事故や海難事故の防止に努められますようお願い申し上げます、ご出席の皆様のみますのご健勝、ご多幸を祈念し、簡単ですが挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

三上局長： ありがとうございます。本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣、小寺漁業管理係長です。

小寺係長： 小寺です。よろしくお願いいたします。

三上局長： それから後ろの方の席になりますが、漁業管理系の吉中技師です。

吉中技師： 吉中です、よろしくお願いいたします。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしくお願いいたします。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員15名のうち、12名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、今村委員と高松委員にお願いいたします。それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号を上程します。議案第1号の「定置漁業権漁場計画（最終案）について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第1号について説明いたします。漁業権の切替に関連し、第15次定

置漁業権の免許に向けまして、これまでの委員会では、昨年12月に漁場計画の（草案）、本年3月には次の段階となる（素案）をご審議頂き、水産林務部に提出したところであります。先般、水産林務部長から、この（素案）に対する回答があり、今般、留萌振興局から当委員会へ漁場計画（最終案）の協議がありましたことから、本日ご審議頂くものであります。なお、（最終案）を策定して水産林務部長に提出した後は、今度は知事が（計画案）を策定して海区委員会への諮問を行うこととなります。それでは、議案第1号資料の1ページをご覧ください。4月19日付けで水産林務部長から（素案）に対する回答がありました。資料の右側、備考欄の左に「素案に対する本庁回答」とありまして、すべての漁場に対して、「支障なし」と回答されております。おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。本庁回答に係る整理と記載されている資料となります。こちら管内の定置3漁場について、身網を2個以内とする必要性について、3月の（素案）提出時には、左側の内容で水産林務部へ提出したところですが、その後、水産林務部から、内容について、詳細に記載するようとの指示がありましたことから、右の欄に朱書きで記載しておりますとおり、3漁場について、漁協から聞き取って、より詳細に記載した内容をもって、再提出を行っております。その後、他の漁場と同様に、この3漁場についても「支障なし」と回答されたものでございます。3ページから13ページまでは、定置漁業権漁場計画（最終案）に係る資料でございます。3ページは概要、4ページは管内図、5ページ、6ページは漁場計画、7ページから13ページまでは漁場位置図でございます。こちらは、素案から最終案にかけて、変更している箇所はございません。資料14ページをご覧ください。こちらは、定置漁業権漁場計画に係る関係者協議結果をとりまとめたものであります。漁場計画案の策定のため、留萌及び稚内の海上保安部、管内の各港湾管理者、並びに漁港管理者としての北海道と協議しております。いずれの関係者からも漁場計画については、支障なしとの回答を得ております。なお、両海上保安部からは、「標識の適正配置やその保守管理について、関係者に周知及び指導すること。」の旨の意見が附されています。15ページ以降は、各関係者からの回答を添付しております。議案第1号の説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長： ただいま説明の、議案第1号について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： ご意見がなければ、議案第1号の「定置漁業権漁場計画（最終案）について」異議がないものと認め、振興局から道水産林務部へ提出することとして宜しいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： それでは、そのように決定します。次に議案第2号を上程します。議案第2号「海面共同・区画漁業権漁場計画に係る公聴会開催日程について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第2号について説明いたします。3月の委員会では、海面共同・区画漁業権漁場計画の（最終案）をご審議頂き、道に提出したところであります。今後、5月上旬と聞いておりますが、道から漁場計画の（計画案）について、当委員会へ諮問される予定でございます。道から計画案の諮問がありましたら、委員会が関係地区において公聴会を開催し、その後委員会を開催して知事へ答申するという手順となります。答申にあたっての公聴会の開催は、漁業法により定められているものです。議案第2号資料の4ページに漁業法の抜粋として、関係条文を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。次に公聴会等の日程についてご説明します。資料は議案第2号資料の1ページをご覧ください。公聴会日程の案ですが、知事からの諮問が5月上旬頃の見込み、知事による漁場計画の告示が5月の末を予定していることから、スケジュール等を考慮いたしまして、5月15日と17日の2日間で予定しております。15日は、11時から、遠別漁協において、遠別漁協分の共同漁業権・区画漁業権を対象として、今会長を議長に、千葉委員、前山委員のご協力をいただき開催予定としております。同日の引き続き14時30分から、新星マリン漁協本所において、新星マリン漁協の共同・区画を対象として、山田副会長を議長に、祐川委員、相内委員のご協力をいただき、開催予定としております。更に同日15時45分から、増毛漁協において、増毛漁協分の共同・区画を対象として、石田副会長を議長に、石垣委員、祐川委員のご協力いただき開催予定としております。17日は、13時30分から羽幌町の北るもい漁協本所において、北るもい漁協分の共同・区画を対象として、今会長を議長に、前山委員、太田委員、加藤委員のご協力いただき開催予定としております。なお、17日は引き続き、14時15分からの予定としていますが、北るもい漁協分の公聴会終了後に、同じ会場で漁場計画の原案答申の委員会を開催したいと考えております。ですので、次の海区委員会の会場は、いつもの場所の、ここ羽幌温泉サンセットプラザではありませんので、ご留意願います。なお、今後の所用等による出席予定委員等の変更調整は、会長一任として頂きますようお願いいたします。次に「公聴会の手続規定」を説明します。1枚おめくりいただき、資料2ページをご覧ください。第1条で、公聴会は留萌海区のこの規程に従い開催することとしています。第2条と第4条で、委員会で開催決定し、5日前までに日時・場所・案件を公示することとしています。第3条では、公聴会は討論・表決しないことや、第7条から11条では、発言の機会や質疑応答などが定められており、公聴会は公述者の意見を聞く場であって議論はいたしませんので、よろしくお

願います。以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長： ただいま説明の、議案第2号について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員： （ありませんの声）

議長： ご意見がなければ、議案第2号は案のとおりとしたいと思います、よろしいですか。

委員： （異議なしの声）

議長： それでは、そのようにすることを決定し、微調整などは会長一任といたします。次に議案第3号を上程します。議案第3号「委員の辞任について」を事務局から説明願います。

三上局長： それでは議案第3号につきまして説明させていただきます。お手元に配布しております議案第3号資料の1ページをご覧ください。辞任届の写しを添付しております。こちらにありますとおり、令和5年3月31日付けで、知事選任委員であります鈴木敏和委員から北海道知事に対して、一身上の都合により、留萌海区漁業調整委員会の委員を辞任したい旨の届け出がありました。次に、1枚おめくりいただき、資料の2ページをご覧ください。漁業法の関係条文について説明させていただきます。漁業法第141条では「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」とされております。事務局から、一身上の都合について確認したところ、3月31日付けで小平町副町長を辞任することから、海区委員についてもあわせて辞任させていただきたいとのことでありました。このことから、本件の審議につきましては、同意の判断を行うこととなります。議案第3号の説明については以上でございます。よろしくお願い致します。

議長： 議案第3号について、ただいま事務局から説明ありました。鈴木委員からは、3月31日付けで、委員辞任届が提出されておりますが、本委員会は、これに同意すると云う事でよろしいでしょうか。

委員： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように決定します。次に報告事項として事務局から2件報告がありますので説明願います

三上局長： それでは、報告事項（１）「漁業法第９０条第２項の規定に係る資源管理等の状況報告について」説明致します。資料は、右肩に「報告事項資料」と記載されております資料の１ページとなります。令和５年３月３１日付け漁管第２７８４号により知事より本委員会へ報告されております。報告文を読み上げます。貴海区の漁業権者から漁業法第９０条第１項の規定により次のとおり資源管理の状況等の報告を受けたことから、同法同条第２項の規定により報告します。報告の内容は別紙のとおりとされております。１枚おめくり頂き、折り込んだ資料となりますが、資料２ページをご覧ください。こちらが別紙となります。資料の２ページから４ページが共同漁業権、資料の５ページが区画漁業権となります。報告の内容は、漁業法施行規則に定められた項目がありまして、この項目の中から、知事が必要と判断した内容について意見を付して報告しております。漁業種類は共同漁業権と区画漁業権、漁業権番号や漁業の名称は記載のとおりです。報告の対象となる期間は、令和３年１月１日～１２月３１日資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業権者である各漁協から例年、報告を受けている漁業権の行使状況の内容などを確認し、意見を付しております。付されている意見について、まず共同漁業権でございますが、留萌海区において共同漁業権の資源管理の取組状況でございますが、いずれも適切に資源管理に取り組みされていると認められております。次に漁場の活用状況でございます。資料の一番右の欄となりますが、黒字で記載されている部分は、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。赤字で記載されている部分は、合理的な理由がなく、行使されていない状態であり、漁場を適切かつ有効に活用されていないとしております。具体的な漁場番号は、お手持ちの資料でご確認願います。なお、この認められる、認められないについては、水産庁の通知に基づき判断されております。資料の右から２つめの資源管理の取組の状況については、漁場利用において他の漁業者が営む生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしていないことが確認されれば、適切と認められるとしております。資料の一番右の漁場の活用の状況については、漁業権漁業が営まれ、生産額があがっていれば、適切かつ有効と判断されております。また、資源保護のための休業や漁獲物を他の漁業の飼料として利用しているなどの合理的な理由が記載されている場合も、適切かつ有効とされております。続きまして、区画漁業権でございます。資料５ページをご覧ください。区画漁業権では、資源管理の取組状況でございますが、いずれも適切に資源管理に取り組みされていると認められております。漁場の活用状況でございます。１地区を除いて、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。天海区第１号のみ、漁場を適切かつ有効に活用されていないとしております。行使状況において、漁業法第９１条第１項各号に該当すると知事が認めた場合、つまり、漁場を適切に利用しないことで、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているときや、合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない

と認められる場合、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な利用を図るために必要な措置を講ずるべきことを指導するものと法で定められており、指導しようとするときは、海区委員会の意見を聞くこととなっております。しかし、今回が初めての海区委員会への報告でありますこと、加えて、法第91条第1項各号に該当する場合の全道的な運用を整理・検討する必要があるため、今回の報告においては指導・勧告の対象にはしないこととされております。次に定置漁業権の報告を行います。資料は6ページをご覧ください。令和5年4月7日付け漁管第51号により知事より本委員会へ報告されております。本文の内容は、先ほどと同じですので省略します。1枚おめくり頂まして、資料7ページをご覧ください。こちらが別紙となります。今回は、留ひらめ定第1号のみが対象です。なお、さけ定置は、漁期が異なりますので、今回の報告には含んでおりません。今回の留ひらめ定第1号ですが、資源管理の取組状況及び漁場の活用状況のいずれも、こちらに記載されておりますとおり、適切と認められております。以上で報告事項（1）の説明を終わります。引き続き、報告事項（2）の説明をさせていただきます。当面する委員会日程等についてご説明いたします。お手持ちの資料をご覧ください。こちらには、来月の5月から概ね3ヶ月間の当海区が関係する委員会日程の予定を記載しております。まず5月です。さきほどの議案でもご説明しましたが、海面共同・区画漁業権の公聴会を5月15、17日の2日間で開催します。17日公聴会終了後に、第11回の海区委員会を開催します。17日の会場は、北るもい漁業協同組合の会議室をお借りして開催致します。公聴会終了後、同じ会場をお借りして引き続き海区委員会を開催します。6月には、8日9日のどちらかで第12回の海区委員会を予定しております。議題としては、例年この時期に諮問している内容に加えまして、定置漁業権漁場計画に係る公聴会の開催日程を決定することを考えております。また、6月下旬には、北海道連合海区漁業調整委員会が予定されております。今会長が委員となられております。会長ご出席についてよろしく申し上げます。続きまして、7月です。7月は下旬から8月上旬頃に、定置漁業権の公聴会を開催します。5月の公聴会と同様に2日間での開催としまして、2日目の公聴会終了後に海区委員会を開催したいと考えております。以上が、5月から約3ヶ月の当委員会に関係する主な内容でございます。委員の皆様におかれましては、日頃からご多忙のことと思いますが、今後も漁業権切替手続きの重要な案件が続きますことから、引き続きどうぞよろしくお願い致します。以上で報告事項（1）（2）の説明を終わります。

議長： ただいま、報告事項の説明がありました。これについて、質問等はありませんか。

高松委員： 報告事項の説明で確認したいことがあるのですが、資源管理の状況等報告書について、浜からどのような資源管理を行っているか記載されていません。

時期的にいつを対象としているか、どのような判断でどのような報告書を作っているのか、簡単にご説明願います。

小寺係長： 私の方から説明させていただきます。報告の対象となる期間は資料のとおり、基本的には1月1日から12月31日までです。報告期限については、総会終了後、60日以内に報告していただくことになっています。増毛漁協さん以外は5月の中旬くらいまでに、1月1日から12月31日までの状況を当振興局へ報告いただくこととなります。増毛漁協さんについては、6月に総会があるので、8月中旬くらいまでに報告いただくようなかたちで毎年お願いをしているところです。報告の内容ですが、様式は各組合にお配りしているところですが、基本的には免許番号、漁業種類の他に、行使承認数、着業数、延べ操業日数、漁獲数量・金額について報告いただき、また、水揚げがない場合は理由を備考欄に記載して、毎年1回、当振興局へ報告していただくかたちとなっております。

高松委員： 水産庁からは各地区が資源管理をどのように行っているのか示してくださいということだったと認識しています。行使規則において資源管理の取組内容が記載しているということはわかりますが、報告書を見ると資源管理をどのように行っているのかがわからない。国が言っていることと、当該報告書を見ると齟齬が生じる。指摘等を受けたことはあるのでしょうか。

小寺係長： 様式については都道府県毎に統一されているとは思いますが、また言い忘れましたが、資源管理の取組内容を当該報告書に書くようになっております。

高松委員： 当該報告書を見た方から聞いた話だが、これが報告書なのかと言われました。ナマコを例にあげると、各地区でも細やかな取組はしているので、それが評価に繋がっていかないのが、非常に残念な気がします。組合の事務処理等を踏まえると大変なのかもしれません。漁業権毎に漁場の管理の仕方が異なることはわかるのですが、浜が実際に取り組んでいる内容を記載した方が良いと思います。沿岸漁業者はなにもやっていないと捉えられてしまいます。この場で議論することではないのですが、非常に残念に思います。

三上局長： 当該報告書の提出は、漁場を適切且つ有効に活用されているかを判断するための材料として北海道が求めるということで、高松委員のおっしゃるとおり、漁場の管理の仕方というのは組合によってばらつきがあるとは思いますが、労力をなるべくかけないような形で、今回このような様式で行っていると思います。組合さんによってはもっと高度な取組をされているということは別な形でヒアリング等で確認できると思いますが、先ずは最低限必要な報告を提示していただき、まだ始まったばかりですので、このように行っております。



高松委員： 浜の努力が報われないような気がしますので残念に思います。もう1点、質問があるのですが、区画漁業権について、次期切替までの間に廃業した場合、5年間は漁場計画変更ができないのでしょうか。それとも、廃業し、空きが発生した場所は区画漁業権は設定していないということとなるのでしょうか。

三上局長： 今仰られているのは、5年間の途中でということでしょうか。

高松委員： そうです。5年間の途中で、当該場所で誰も漁業をしていないという場合を想定しています。

小寺係長： 免許後は、廃止の手続きをしない場合は免許としては残ることとなります。ただ、今回、資源管理の状況等報告書において毎年報告をいただくかたちになるので、使っていない場合は指導させていただいて、それでも改善されない場合は勧告するというので、自主的に廃業しますということであれば、毎年を見ながら、切替前に取り消しの判断をすることとなるかもしれません。次の5年後の切替の際にも今後もやらないということであれば、設定しないかたちで皆様に報告となるかと思えます。

高松委員： 廃業届を出して、当該場所を使わないということとなれば、元の共同漁業権に戻すということとなるのでしょうか。

小寺係長： 区画漁業権は元々、共同漁業権の上に設定しているので、そこ自体を廃止ということになれば、空いている場所は共同漁業権漁業で使うということとなります。

三上局長： 理屈としてはそのとおりですが、きちんと皆さんの了解が得られているとか、組合としてどのように考えているとか、そのようなことも出てきます。

高松委員： わかりました。

議長： 最後に、その他として、委員の皆様から何かありませんか。

高松委員： 確認したいことがあります。マグロには数量管理委員会というものがあつて、漁業法に準拠した中で会が設置されていると思いますが、会の責任の所在はどこにあるのか、道の諮問機関でもなければ、多くの委員が漁連などの役員の方が多いですが、漁連の下部組織でもありませんので、浜の人間に聞かれても答えようがないんですね。我々の獲るマグロの量がそこで決まっていくなどうか、その数量委員会はどこに責任があるのでしょうか。

神崎課長： 正確なところを改めて確認して、お答えしなければならないと思いますので、調べて整理した上で、お答えしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長： マグロについては、国際的な取り決めもあるなかで、TAC数量が設定され、それを巻き網漁業や我々沿岸漁業に配分されており、前回の委員会でも話が出されたが、限られた数量で関係者が調整等で頭の痛くなるような状況が続いています。ただいまの高松委員からのご質問は、水産課長が話されたように、後日確認してお知らせするという事でよろしいですか。

高松委員： わかりました。

議長： 他に、委員の皆様から何かありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： 特に無いようですので、これを持ちまして、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。

三上局長： 今会長どうもありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。

《閉 会》

15時10分